

津南町農業集落排水事業
經營戰略

(平成 29 年度～平成 38 年度)



平成 29 年 2 月 策定

新潟県中魚沼郡津南町

策定の経緯

津南町の污水处理施設については、河川や農業用排水の水質保全と快適な居住環境づくりのため、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設により進められ、農業集落排水施設については処理場、管渠とも平成 17 年度に全地区完了しています。しかしながら、初期の施設は建設から 20 年が経過しようとしていて、これらの機械・電気設備の適切な維持管理を行うとともに、劣化の進んだ設備は計画的な改築更新を行い、污水处理機能の維持に努めなければなりません。また、将来の污水处理について見直し、効率的かつ適正な污水处理を検討する必要があります。

策定の主旨

下水道の計画的な整備、適正な維持管理、経営の強化・長期安定化を目指し、今後の課題に向けた方針や取り組みを示すとともに、健全かつ安定的な事業運営を継続するため、総務省からの通知に基づく「経営戦略※」の内容や考え方を取り入れた「津南町農業集落排水事業経営戦略」（以下「本計画」という。）を策定しました。

※「経営戦略」

平成 26 年 8 月に総務省自治財政局から出された通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の中で、公営企業に策定を求めている経営の基本計画。人口減少や施設の老朽化が進む中で、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくために、中長期的な視点から経営の健全化を実現するためのもの。

津南町下水道整備構想 エリアマップ



| 対象集落等 (順不同) | |
|-------------------|---|
| 特定環境保全 公共下水道事業 | 割野、大割野、美雪町、陣場下、外丸本村、巻下、小島、押付、芦ヶ崎、正面、上段、十二ノ木、卯ノ木、駒返り、船山新田、船山、中深見、秋成、反里口、貝坂、朴ノ木坂、越渡、米原、堂平、美穂、豊郷、津原、源内山、グリーンピア津南 |
| 農業集落 排水事業 | 所平、反里、小下里、辰ノ口、鹿渡、鹿渡新田、赤沢、谷内、岡、相吉、城原、中子、百ノ木、上加用、下加用、小池、朴木沢、宮野原、上郷逆巻、子種、今井、竜岡、大井平、上野、田中、太田新田、見玉、羽倉、越手、寺石 |
| 合併処理 浄化槽等 | 下船渡本村、上田小池、穴山、足滝、灰雨、出浦、下日出山、大谷内、横根、石坂、大場、穴藤、見倉、清水河原、秋成逆巻、前倉、樽田、前子、結束、大赤沢 |

特定環境保全公共下水道
 農業集落排水処理施設
 合併処理浄化槽等

目 次

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 1 事業概要 | 1 |
| (1) 事業の現況 | |
| (2) 民間活力の活用状況 | |
| (3) 経営指標分析 | |
| 2 経営の基本方針 | 5 |
| (1) 現状と課題 | |
| (2) 基本方針 | |
| 3 経営戦略における取り組み | 9 |
| (1) 経費の節減対策 | |
| (2) 収益の向上対策 | |
| (3) 経営の改善対策 | |
| (4) その他対策 | |
| 4 投資・財政計画（収支計画） | 11 |
| (1) 収益的収支 | |
| (2) 資本的収支 | |
| (3) 収支合計 | |
| 5 経営戦略の進捗管理及び見直し | 14 |

1 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

- ・ 供用開始年月日 平成7年10月12日
- ・ 会計名称 津南町農業集落排水事業特別会計
- ・ 地方公営企業法の適用 非適用
- ・ 処理区域内人口 (*1) 3,049人
- ・ 処理区域内面積 (*2) 331 ha
- ・ 処理区域内人口密度 (*3) 9.2
- ・ 年間有収水量 (*4) 232,683 m³
- ・ 処理場数 7施設 (苗場・三箇・上田・上郷・見玉・所平・反里)
- ・ 処理区数 8区域 (苗場・三箇・上田・上郷・寺石・見玉太田新田・所平・反里)
- ・ 広域化、共同化、最適化の実施状況 (*5) .. 最適化のみ実施

(*1) ~ (*4) : 【出典】地方公営企業決算状況調査 (H27)

(*5) : 「**広域化**」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。「**共同化**」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設 (定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備 (総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合 (料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等) を指す。「**最適化**」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること (処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合 (処理区の統廃合を伴わない。) を指す。

② 下水道使用料

| 排出量 | 料金/月 (税抜) |
|--|----------------------------|
| 10 m ³ 以下の分 | (基本料金) 1,500 円 |
| 10 m ³ を超え 25 m ³ 以下の分 | 1 m ³ につき 160 円 |
| 25 m ³ を超え 50 m ³ 以下の分 | 1 m ³ につき 170 円 |
| 50 m ³ を超え 100 m ³ 以下の分 | 1 m ³ につき 180 円 |
| 100 m ³ を超え 200 m ³ 以下の分 | 1 m ³ につき 185 円 |
| 200 m ³ を超え 500 m ³ 以下の分 | 1 m ³ につき 190 円 |
| 500 m ³ を超え 1,000 m ³ 以下の分 | 1 m ³ につき 195 円 |
| 1,000 m ³ を超える分 | 1 m ³ につき 200 円 |

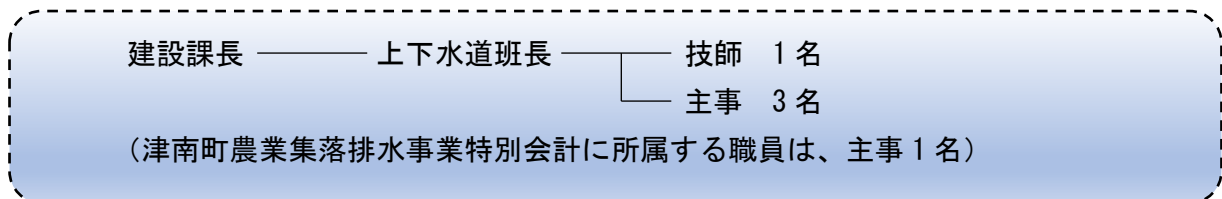
(津南町農業集落排水施設条例第14条別表第2)

③ 組織

- ・組織図



- ・上下水道班の構成（平成 28 年度）



（2）民間活力の活用状況

| | | |
|--------|----------------------|---|
| 民間活用状況 | 民間委託 （包括的民間委託を含む） | ・ 処理場施設維持管理 ・ " 脱水汚泥処理 ・ " 流入水、放流水水質検査 ・ " 消防用設備点検 ・ " 電気設備保守点検 |
| | 指定管理者制度 | なし |
| | PPP・PFI | なし |
| 資産活用状況 | エネルギー利用（*1） | なし |
| | 土地・施設等利用（*2） | なし |

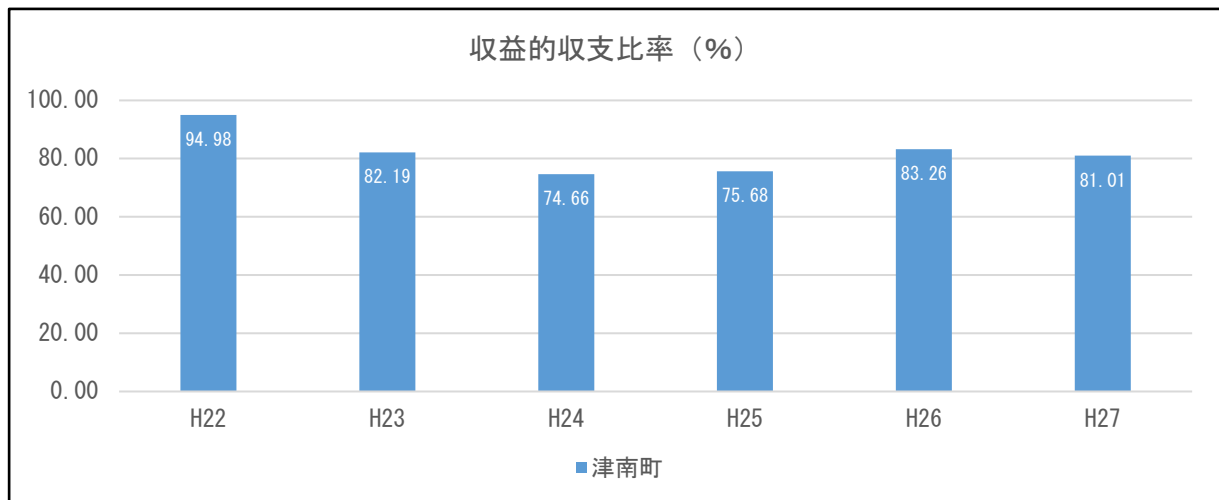
（*1）：「エネルギー利用」とは、下水熱、下水汚泥、発電等の下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取り組みを指す。

（*2）：「土地・施設等活用」とは、土地、建物等の下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた収入増につながる取り組みを指す（単純な売却は除く）。

（3）経営指標分析

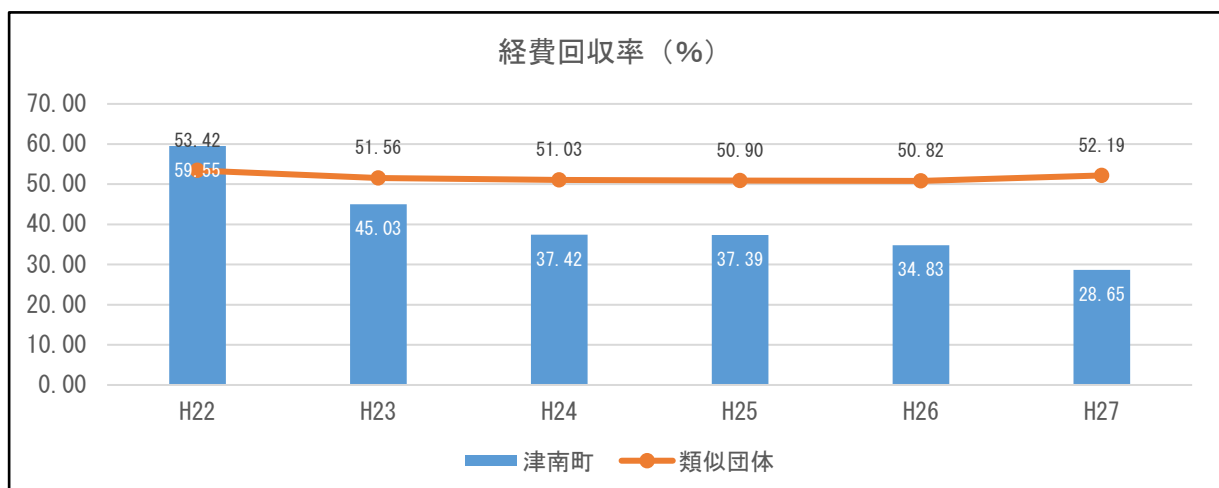
総務省自治財政局「公営企業に係る経営比較分析表の策定及び公表について」に基づいた本町の経営指標の傾向や類似団体（供用開始後 15 年以上の団体）との比較については、次のとおりである。

① 収益的収支比率



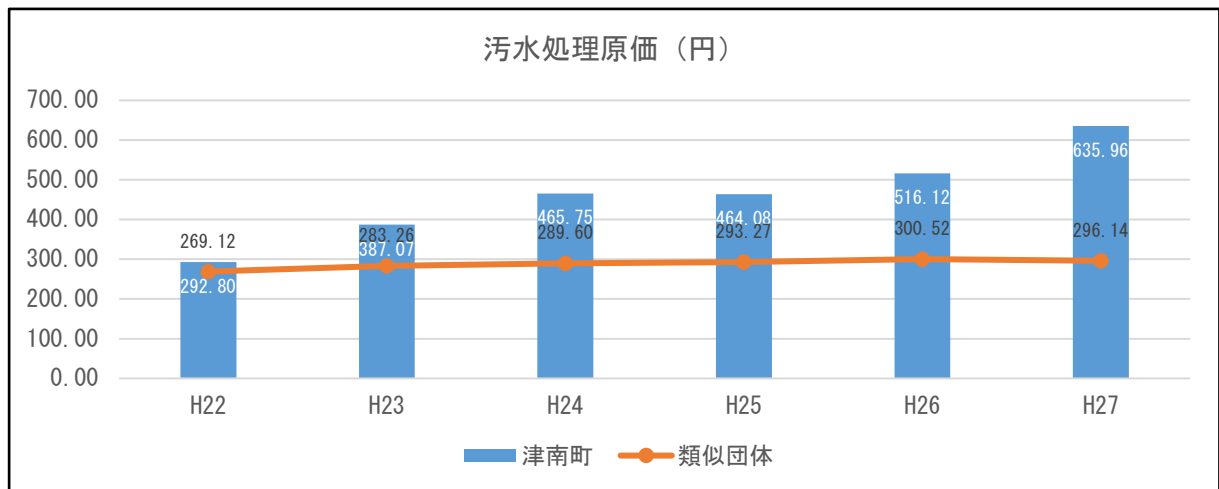
| | |
|-------|---|
| 指標の説明 | 使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを表す指標。高いほうが良い。 |
| 算出式 | 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100 |
| 分析 | 現状、使用料収入のみでは経常的支出及び地方債元利金は賄えない状態である。維持管理費の圧縮とつなぎ込みの促進を主体的に推進していくことが課題である。 |

② 経費回収率



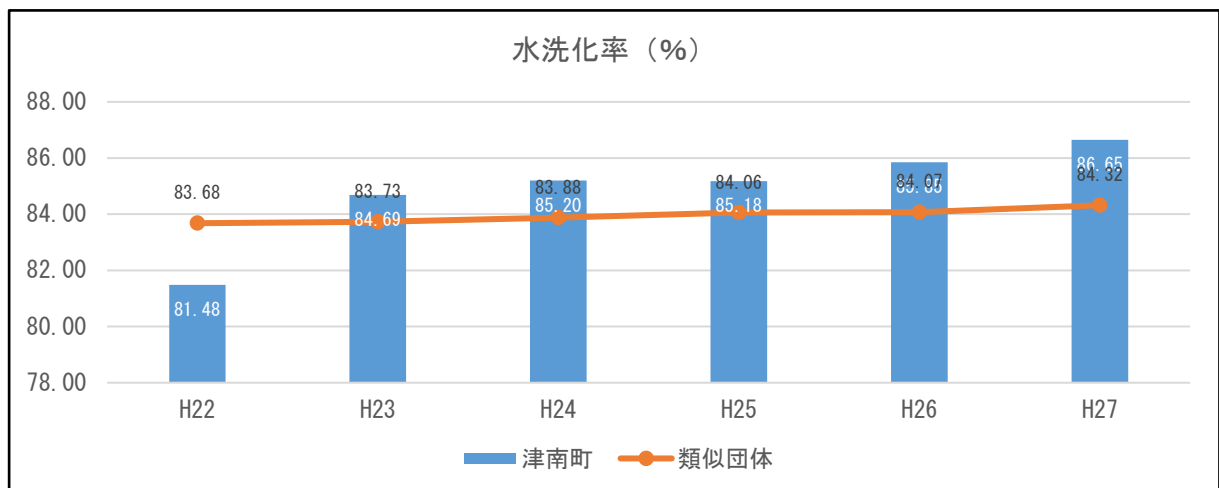
| | |
|-------|--|
| 指標の説明 | 使用料で回収すべき経費（污水处理費）をどの程度賄えているかを表す指標であり、使用料水準等を評価することが可能。高いほうが良い。 |
| 算出式 | 使用料収入 / 污水处理費（公費負担分を除く） × 100 |
| 分析 | 類似団体と比べ指標は低く推移している。今後、污水資本費（＝地方債償還金）の増加及び年間有収水量の減少により指標の更なる下降が見込まれる。 |

③ 汚水処理原価



| | |
|-------|--|
| 指標の説明 | 料金の対象となる水量（有収水量）1 m ³ あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。 |
| 算出式 | 汚水処理費（公費負担分を除く）／年間有収水量 |
| 分析 | 類似団体と比べ指標は高く推移している。今後、汚水資本費（＝地方債償還金）の増加及び年間有収水量の減少により指標の更なる上昇が見込まれる。 |

④ 水洗化率



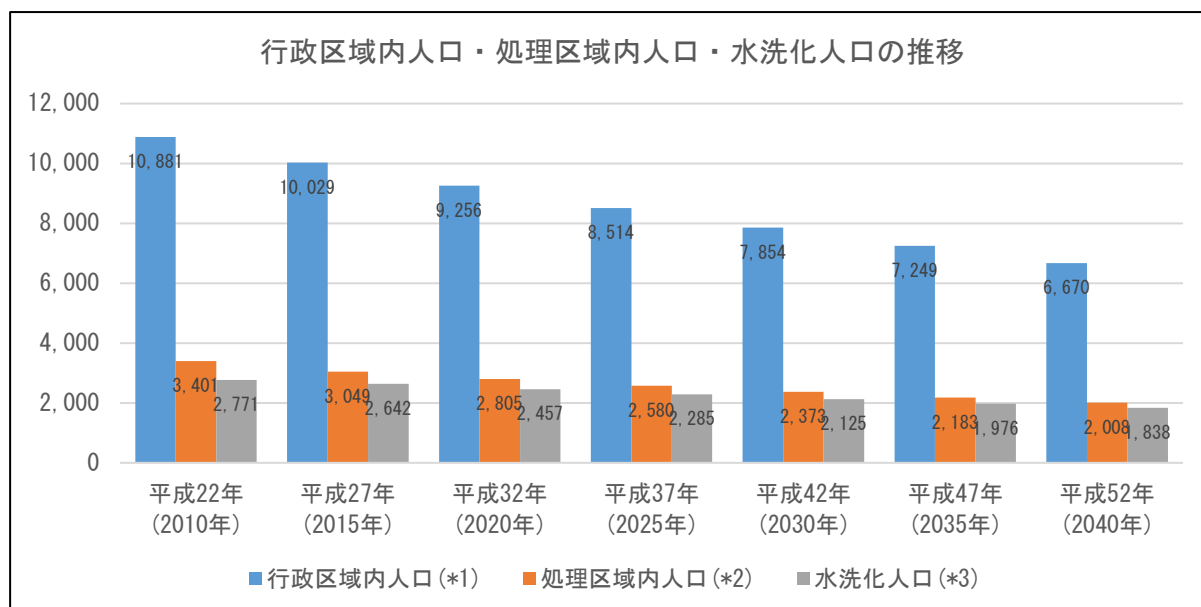
| | |
|-------|---|
| 指標の説明 | 現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。水質保全や収入増加の観点から100%となっていることが望ましい。 |
| 算出式 | 現在水洗便所設置済人口／現在処理区域内人口×100 |
| 分析 | 施設の概成から毎年少しずつ増加している傾向にある。将来的には90%程度までの伸びを予測しているが、人口は減少傾向にあるため、使用料収入は減少傾向となる見込み。 |

2 経営の基本方針

(1) 現状と課題

① 人口の推移

本町の総人口は、合併当時の昭和30年（1955年）21,909人をピークに、その後は減少を続けており平成27年国勢調査では10,029人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計では、平成52年（2040年）の本町の人口は6,670人まで減少すると推計されている。



(*1)：「行政区域内人口」とは、自治体の総人口を指す。【出典】津南町人口ビジョン（H28.3）ただし、平成22年（2010年）及び27年（2015年）は国勢調査の人口から引用

(*2)：「処理区域内人口」とは、下水道が整備されている区域に居住している人口を指す。【出典】地方公営企業決算状況調査（平成22年から27年まで）、以降独自推計

(*3)：「水洗化人口」とは、処理区域内人口のうち下水道に接続している人口を指す。【出典】地方公営企業決算状況調査（平成22年から27年まで）、以降独自推計

本計画期間内においても、行政区域内人口は1,500人ほどの減少が見込まれ、伴って処理区域内人口も500人ほどの減少が推測される。

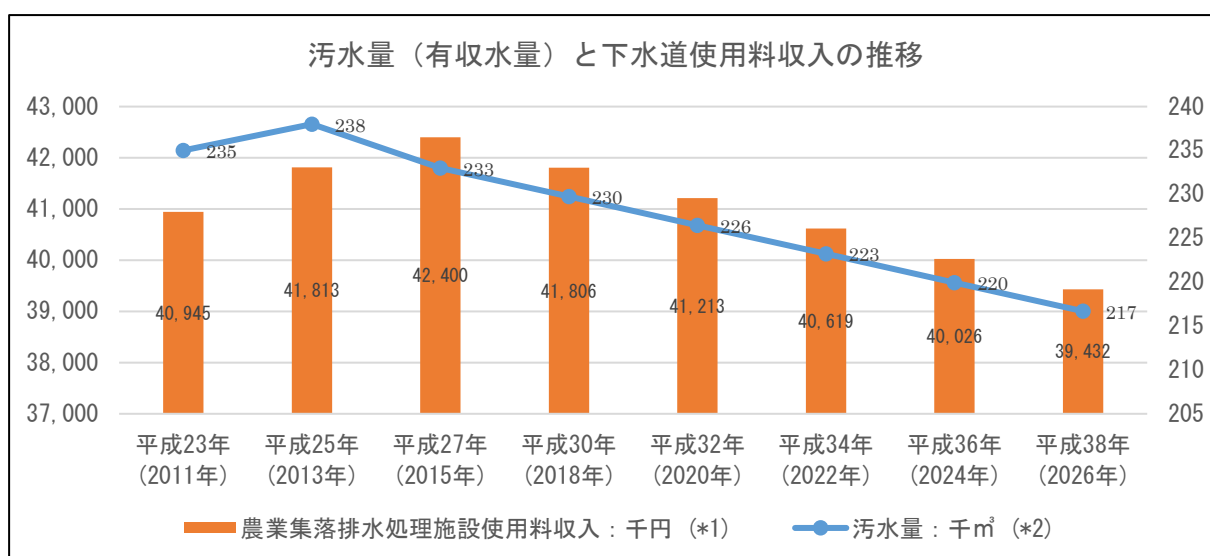
また、水洗化人口については、平成22年（2010年）頃を境に減少傾向にあり、将来的には事業運営に大きな影響を及ぼすことが予想される。

総人口が減少する中で、処理区域内人口のうち水洗化人口の割合（＝水洗化率）をいかに向上させるかが今後の課題である。

② 汚水量と農業集落排水処理施設使用料収入

下水道へ流す汚水量は、平成 25 年（2013 年）がピークである。農業集落排水処理施設使用料収入については、平成 27 年（2015 年）頃がピークであり、汚水量は減少しているものの、消費税の増税（5%→8%）に伴い、料金収入は上昇している。平成 27 年（2015 年）以降は接続件数も頭打ちとなり、伴って総人口が減少することにより、汚水量及び農業集落排水処理施設使用料収入は減少傾向となることが確実視される。

また、昨今の節水意識の高まりや節水機器の普及により、一世帯あたりの汚水量はさらに減少が加速する可能性も推測される。



(*1)：【出典】津南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書（平成 23 年から 27 年まで）、以降独自推計

(*2)：【出典】地方公営企業決算状況調査（平成 23 年から 27 年まで）、以降独自推計

③ 施設の更新

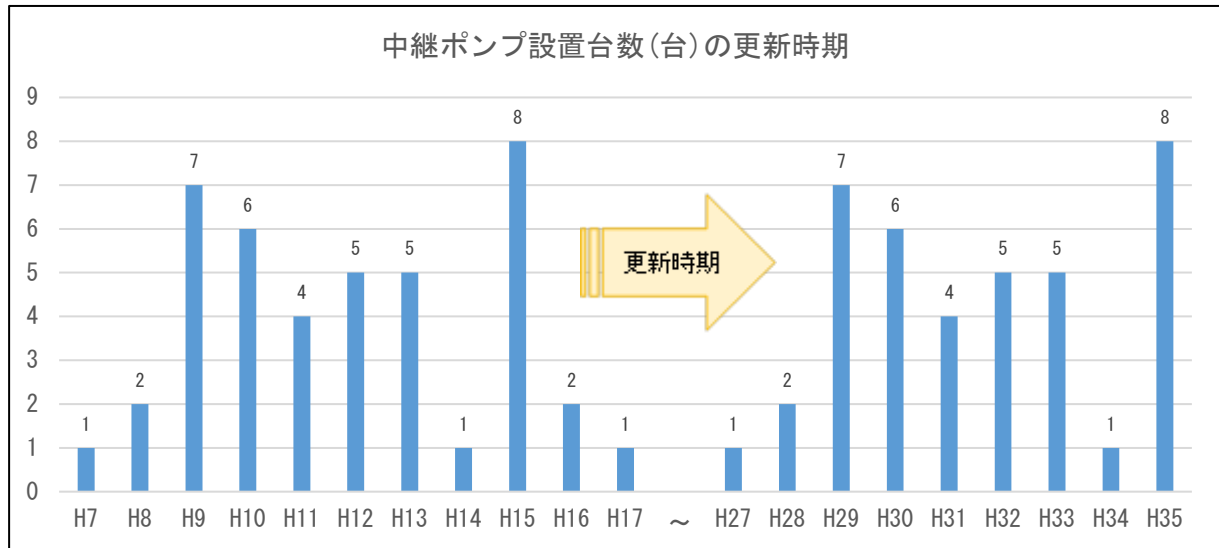
・ 処理場

本町の処理場は、所平・反里・三箇・上郷・苗場・見玉・上田の各地区に 1 施設を設置し、建物自体は供用開始から古いものはおよそ 20 年、新しいものでもおよそ 11 年が経過している。設備の法定耐用年数に関しては (*2)、処理機械設備が 20 年、滅菌設備が 10 年等、更新が必要になってきているものもあることから、本計画期間内に老朽化する設備の修繕を行うことが望まれる。

・ 中継ポンプ

本町の中継ポンプの設置台数は、平成 27 年度末現在で 42 台となっている (*1)。これらは、平成 7 年度から設置工事を行い、平成 17 年度に完了を迎えている。

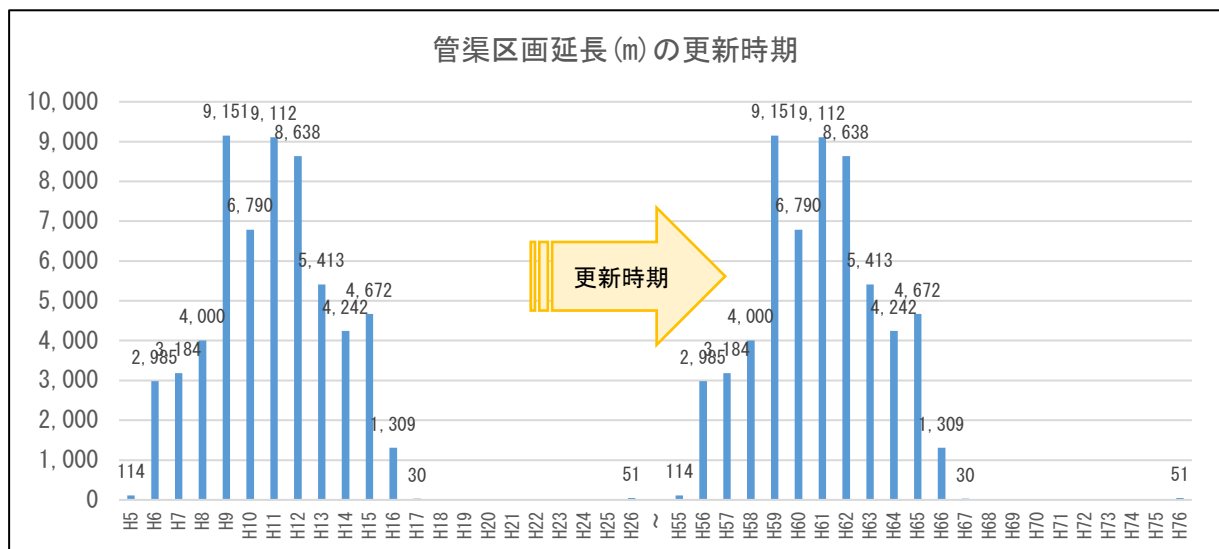
中継ポンプの法定耐用年数は20年とされ(*2)、平成29年度頃から更新時期のピークを迎えることとなる。本計画期間内に更新時期のピークが訪れることから、計画的に順次更新を行う必要がある。



・管渠

本町の污水管渠の区画延長は、平成27年度末現在で59,689mとなっている(*1)。これらは、平成5年度から布設工事を行い、平成17年度に完了を迎えている。

下水道管の法定耐用年数は50年とされ(*2)、平成59年度頃から更新時期のピークを迎えることとなる。本計画期間内には更新時期のピークは訪れないが、本計画期間終了以降の大量更新に対応するため、長寿命化計画による延命化などを検討する必要がある。



(*1) : 【出典】津南町農業集落排水施設台帳調査

(*2) : 【参考】地方公営企業法施行規則別表第二号、平成24年10月19日付総財公第99号「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について（総務省自治財政局通知）」

(2) 基本方針

将来人口の減少が確実視される中で迎える大規模更新時期においてもサービスを継続するため、長期的な視野に立ち、徹底した経営の効率化・健全化を図る。

① 経費の節減対策

農業集落排水処理施設の維持管理の効率的・効果的な推進を念頭に置き、可能な限り長寿命化対策の取り組みや汚水処理計画の見直しを行う。また、人員の計画的配置により、事業量に適応した合理的な組織運営を図る。

② 収益の向上対策

下水道接続率の向上や使用料の改定、滞納対策の強化等による収入の増加及び確保を図るとともに、経費の節減による収益改善対策を講じ、一般会計からの繰入金を圧縮するよう取り組む。

③ 経営の改善対策

本計画に沿って持続的な経営改善のプロセスを明確にする。また、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に取り組むため、公営企業会計の適用を検討し、経営の透明化による資産の適正な維持管理と的確な経営判断を図る。

3 経営戦略における取り組み

(1) 経費の節減対策

① 投資の合理化

本町の農業集落排水事業においては、今後多くの処理施設において耐用年数を迎える施設が増加していく中で、経費を合理化することが必要となることから、施設の更新や維持管理に要する経費を同期化(*1)または平準化(*2)するため、平成23~24年度において処理施設の機能診断を行い、その結果を踏まえて最適整備構想を平成24年度に取りまとめている。

今後は、この最適整備構想を基に事業を展開していくとともに、予防保全を重視した計画的な維持管理を実施し、機能の保全を図る。

(*1)：「同期化」とは、各施設の設備更新において、対策時期を施工性で考慮し、極力同一年度に集中させ、経費を縮減させること。

(*2)：「平準化」とは、更新時期を一斉に迎えることから、経費が嵩むことが考えられるため、耐用年数や優先度により対策時期を考慮し、経費をある水準で一定化させること。

② 民間資金・ノウハウの活用

包括的民間委託やPFI方式などによる民間の資金やノウハウの活用について、先進的事例などの調査・研究を随時行う。

③ 定員管理の適正化

定員管理は、津南町全体の定員管理の一部であるが、抜本的な事務及び事業の整理や組織の合理化、業務の民間委託の検討により適正な定員配置を行うとともに、給与費については、一般会計職員と同様の取り扱いとし、給与の適正化を堅持する。

(2) 収益の向上対策

① 農業集落排水処理施設使用料の適正化

地方公営企業法第21条に規定する料金の原則に基づき、経営改善と合理化をより一層徹底し、減価の抑制に努める。また、農業集落排水処理施設使用料の改定に際しては、水需要や財務状況の検証を行い、適正な水準の設定について検討し、利用者にとって公正妥当な料金となるよう十分に配慮し、利用者の理解と協力が得られるようにする。

社会経済情勢や一般会計の厳しい状況を踏まえ、繋ぎ込み促進による農業集落排水処理施設使用料収入の確保と維持管理費の削減等一層の自助努力により、基準外繰入の縮減に努め、独立採算制の基本原則に立脚した経営を図る。

② 滞納整理の推進

漫然と滞納を繰り返す利用者に対し、戸別訪問を行い、滞納額の減少に積極的に努める。利用者にとって不公平感がないよう滞納対策を引き続き強化していく。

(3) 経営の改善対策

① 公営企業会計の適用

将来の人口減少等による農業集落排水処理施設使用料収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用を視野に入れる。これに伴い、保有する資産の状況の正確な把握に努めるべく、固定資産台帳の整備に着手する。

② 組織の活性化と人材の育成

職員の意識改革を進め、企業意識の徹底を図り、サービス精神と広い視野に立った経営感覚のある人材の育成と経営能力の向上に努める。

③ 広域化の検討

公営企業の経営基盤の強化、経営効率の推進、地域住民に対するサービス水準の向上等を図る観点から、先進的事例を注視し、地域の実情に応じて事業の広域化や統合を検討する。

④ 資産の有効活用

企業用資産の有効活用、付帯事業の適正な実施等、企業の有する資産や知識・技能の活用を図り、経営の活性化に努める。

⑤ 新エネルギーの活用

施設整備にあたっては、新エネや省エネの技術等の先進的事例を調査・研究し、経営の改善に資するものは導入を検討する。

(4) その他対策

① 防災対策の充実

公営企業が住民の日常生活に欠くことができない重要なサービスを提供していることに鑑み、施設の耐震性の強化等防災安全対策については、計画的な実施に努める。

② 情報通信技術の活用

ICT（情報通信技術）を有効活用した業務・行政改革を行い、経営管理の高度化、業務処理の簡素化・効率化に努める。

③ 危機管理等の体制整備

危機管理や情報管理等のリスク管理のための体制を整備し、事故や災害等の緊急事態が発生した場合に、職員や外部委託した業者が的確に対応できる体制を整備する。

4 投資・財政計画（収支計画）

（１）収益的収支

（単位：千円、％）

| 年度 | | H27 (決算) | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 |
|--------------------|--------------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 区分 | | | | | | | | | | | | | |
| 収益的 収入 | 1 総収益 (A) | 225,104 | 218,084 | 228,371 | 221,330 | 219,839 | 218,163 | 216,611 | 214,382 | 209,551 | 201,002 | 194,462 | 180,649 |
| | (1) 営業収益 (B) | 42,403 | 42,204 | 42,006 | 41,808 | 41,512 | 41,215 | 40,918 | 40,621 | 40,325 | 40,028 | 39,731 | 39,434 |
| | ア 料金収入 | 42,400 | 42,202 | 42,004 | 41,806 | 41,510 | 41,213 | 40,916 | 40,619 | 40,323 | 40,026 | 39,729 | 39,432 |
| | イ 受託工事収益 (C) | | | | | | | | | | | | |
| | ウ その他 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | (2) 営業外収益 | 182,701 | 175,880 | 186,365 | 179,522 | 178,328 | 176,948 | 175,693 | 173,761 | 169,226 | 160,974 | 154,731 | 141,215 |
| | ア 他会計繰入金 | 182,638 | 175,880 | 186,365 | 179,522 | 178,328 | 176,948 | 175,693 | 173,761 | 169,226 | 160,974 | 154,731 | 141,215 |
| イ その他 | 63 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 収益的 支出 | 2 総費用 (D) | 117,444 | 111,751 | 108,016 | 104,217 | 100,355 | 96,428 | 92,434 | 88,371 | 84,266 | 80,196 | 76,211 | 72,372 |
| | (1) 営業費用 | 68,076 | 65,534 | 65,025 | 64,522 | 64,024 | 63,533 | 63,048 | 62,568 | 62,094 | 61,625 | 61,163 | 60,705 |
| | ア 職員給与費 | 7,560 | 5,623 | 5,713 | 5,803 | 5,893 | 5,983 | 6,073 | 6,163 | 6,253 | 6,343 | 6,433 | 6,523 |
| | うち退職手当 | | | | | | | | | | | | |
| | イ その他 | 60,516 | 59,911 | 59,312 | 58,719 | 58,131 | 57,550 | 56,975 | 56,405 | 55,841 | 55,282 | 54,730 | 54,182 |
| | (2) 営業外費用 | 49,368 | 46,217 | 42,991 | 39,695 | 36,331 | 32,895 | 29,386 | 25,803 | 22,172 | 18,571 | 15,048 | 11,667 |
| | ア 支払利息 | 49,368 | 46,217 | 42,991 | 39,695 | 36,331 | 32,895 | 29,386 | 25,803 | 22,172 | 18,571 | 15,048 | 11,667 |
| うち一時借入金利息 | | | | | | | | | | | | | |
| イ その他 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 収支差引 (A)-(D) (E) | | 107,660 | 106,333 | 120,355 | 117,113 | 119,484 | 121,735 | 124,177 | 126,011 | 125,285 | 120,806 | 118,251 | 108,277 |

① 投資計画

・ 2-(1)-イ その他

施設の維持管理に係る経常的経費。経費の見直しを行い効率的・効果的な事業運営を図る。また、最適整備構想を基に事業を展開していくとともに、予防保全を重視した計画的な維持管理を実施し、機能の保全を図る。

・ 2-(2)-ア 支払利息

地方債償還金に係る利息分の支払い。H27年がピークであり、以降は下降することとなる。半年賦利率0.4～4.6%の地方債を借り入れている。

② 財源計画

・ 1-(1)-ア 料金収入

現行の料金体系に基づくもの。H27年でピークを迎えており、以降は接続件数の頭打ちや人口減少等により下降する見込みである。

・ 1-(2)-ア 他会計繰入金

地方債償還金はH35年にピークを迎えることから基準内繰入金は上昇していく見込みだが、維持管理費を見直すため、基準外繰入金は下降する。他会計繰入金に関しては、基準外繰入金の縮減により今後下降傾向となるよう努める。

(2) 資本的収支

(単位:千円、%)

| 年度 | | H27 (決算) | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 |
|--------------------|----------------|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 資本的収入 | 1 資本的収入 (F) | 60,258 | 62,959 | 52,163 | 188,701 | 229,694 | 320,879 | 251,946 | 263,104 | 234,284 | 235,486 | 196,711 | 62,458 |
| | (1) 地方債 | | | | 65,000 | 85,000 | 130,000 | 95,000 | 100,000 | 85,000 | 85,000 | 65,000 | |
| | うち資本費平準化債 | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 他会計補助金 | 55,563 | 55,893 | 50,751 | 58,020 | 59,114 | 60,299 | 61,366 | 62,524 | 63,704 | 64,906 | 66,131 | 61,878 |
| | (3) 他会計借入金 | | | | | | | | | | | | |
| | (4) 固定資産売却代金 | | | | | | | | | | | | |
| | (5) 国(都道府県)補助金 | 4,115 | 6,486 | 832 | 65,101 | 85,000 | 130,000 | 95,000 | 100,000 | 85,000 | 85,000 | 65,000 | |
| | (6) 工事負担金 | 580 | 580 | 580 | 580 | 580 | 580 | 580 | 580 | 580 | 580 | 580 | 580 |
| | (7) その他 | | | | | | | | | | | | |
| | 資本的支出 | 2 資本的支出 (G) | 162,064 | 169,877 | 173,103 | 306,399 | 349,763 | 443,199 | 376,708 | 389,700 | 360,154 | 356,877 | 315,547 |
| (1) 建設改良費 | | 1,275 | 3,000 | 3,000 | 133,000 | 173,000 | 263,000 | 193,000 | 203,000 | 173,000 | 173,000 | 133,000 | 3,000 |
| うち職員給与費 | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 地方債償還金 (H) | | 160,443 | 166,377 | 169,603 | 172,899 | 176,263 | 179,699 | 183,208 | 186,200 | 186,654 | 183,377 | 182,047 | 167,820 |
| (3) 他会計長期借入金返還金 | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 他会計への繰出金 | | | | | | | | | | | | | |
| (5) その他 | 346 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | |
| 3 収支差引 (F)-(G) (I) | -101,806 | -106,918 | -120,940 | -117,698 | -120,069 | -122,320 | -124,762 | -126,596 | -126,596 | -125,870 | -121,391 | -118,836 | -108,862 |

① 投資計画

・2-(1) 建設改良費

各処理施設のポンプやブロワ等の設備が耐用年数を迎えており、H30～37年にかけて各処理施設の上記設備の更新を行う予定である（H30 所平、H31 反里、H32 三箇、H33 上郷、H34 苗場、H35 見玉、H36 上田、H37 寺石）。

・2-(2) 地方債償還金

過去の建設改良費に係る企業債の償還金。H35年にピークを迎えることとなるが、H29年と比較すると10%もの増となる。

② 財源計画

・1-(1) 地方債 及び 1-(5) 国(都道府県)補助金

上記2-(1)に係る財源については、企業債と国庫補助金を充当する。国庫補助金は農業集落排水資源循環統合補助事業を活用(補助率1/2)し、企業債は100%充当の見込みである。

・1-(2) 他会計補助金

下水道債臨時措置分及び災害復旧費分に係る地方債償還金の一般会計からの基準内繰入金。なお、現状ではこれ以外の基準外繰入金は見込んではいない。

(3) 収支合計

(単位:千円、%)

| 区 分 | 年 度 | H27 (決算) | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 |
|------------------------------|----------------------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収支再差引 | (E)+(I) (J) | 5,854 | -585 | -585 | -585 | -585 | -585 | -585 | -585 | -585 | -585 | -585 | -585 |
| 積立金 | (K) | | | | | | | | | | | | |
| 前年度からの繰越金 | (L) | 11,060 | 16,914 | 16,329 | 15,744 | 15,159 | 14,574 | 13,989 | 13,404 | 12,819 | 12,234 | 11,649 | 11,064 |
| 前年度繰上充用金 | (M) | | | | | | | | | | | | |
| 形式収支 | (J)-(K)+(L)-(M) (N) | 16,914 | 16,329 | 15,744 | 15,159 | 14,574 | 13,989 | 13,404 | 12,819 | 12,234 | 11,649 | 11,064 | 10,479 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 | (O) | | | | | | | | | | | | |
| 実質収支 (N)-(O) | 黒 字 (P) | 16,914 | 16,329 | 15,744 | 15,159 | 14,574 | 13,989 | 13,404 | 12,819 | 12,234 | 11,649 | 11,064 | 10,479 |
| | 赤 字 (Q) | | | | | | | | | | | | |
| 赤字比率 | $(\frac{Q}{(B)-(C)} \times 100)$ | | | | | | | | | | | | |
| 収益的収支比率 | $(\frac{A}{(D)+(H)} \times 100)$ | 81.0 | 78.4 | 82.3 | 79.9 | 79.5 | 79.0 | 78.6 | 78.1 | 77.3 | 76.3 | 75.3 | 75.2 |
| 地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 | (R) | | | | | | | | | | | | |
| 営業収益 - 受託工事収益 | (B)-(C) (S) | 42,403 | 42,204 | 42,006 | 41,808 | 41,512 | 41,215 | 40,918 | 40,621 | 40,325 | 40,028 | 39,731 | 39,434 |
| 地方財政法による資金不足の比率 | $(R) \div (S) \times 100$ | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 | (T) | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 | (U) | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 | (V) | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法第22条により算定した資金不足比率 | $(T) \div (V) \times 100$ | | | | | | | | | | | | |
| 他会計借入金残高 | (W) | | | | | | | | | | | | |
| 地方債残高 | (X) | 2,451,333 | 2,284,956 | 2,115,353 | 2,007,454 | 1,916,191 | 1,866,492 | 1,778,284 | 1,692,084 | 1,590,430 | 1,492,053 | 1,375,006 | 1,207,186 |

(他会計借入金の状況)

(単位:千円)

| 区 分 | 年 度 | H27 (決算) | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 |
|--------------|-----|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収益的収支分 | | 182,638 | 175,880 | 186,365 | 179,522 | 178,328 | 176,948 | 175,693 | 173,761 | 169,226 | 160,974 | 154,731 | 141,215 |
| うち基準内繰入金(*1) | | 146,553 | 149,635 | 160,431 | 153,894 | 152,900 | 151,785 | 150,648 | 149,490 | 144,542 | 136,462 | 130,384 | 117,029 |
| うち基準外繰入金(*2) | | 36,085 | 26,245 | 25,934 | 25,628 | 25,428 | 25,163 | 25,045 | 24,271 | 24,684 | 24,512 | 24,347 | 24,186 |
| 資本的収支分 | | 55,563 | 55,893 | 50,751 | 58,020 | 59,114 | 60,299 | 61,366 | 62,524 | 63,704 | 64,906 | 66,131 | 61,878 |
| うち基準内繰入金(*1) | | 55,563 | 55,893 | 50,751 | 58,020 | 59,114 | 60,299 | 61,366 | 62,524 | 63,704 | 64,906 | 66,131 | 61,878 |
| うち基準外繰入金(*2) | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | 238,201 | 231,773 | 237,116 | 237,542 | 237,442 | 237,247 | 237,059 | 236,285 | 232,930 | 225,880 | 220,862 | 203,093 |

★ 資金不足比率の見通し

実質収支が黒字であり、本計画期間中において資金不足が発生する見込みはないが、今後も社会情勢の変動に伴う経営状況の推移を注視していく必要がある。

(*1):「基準内繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について(総務副大臣通知)」に基づき他会計から繰り入れられる資金を指す。

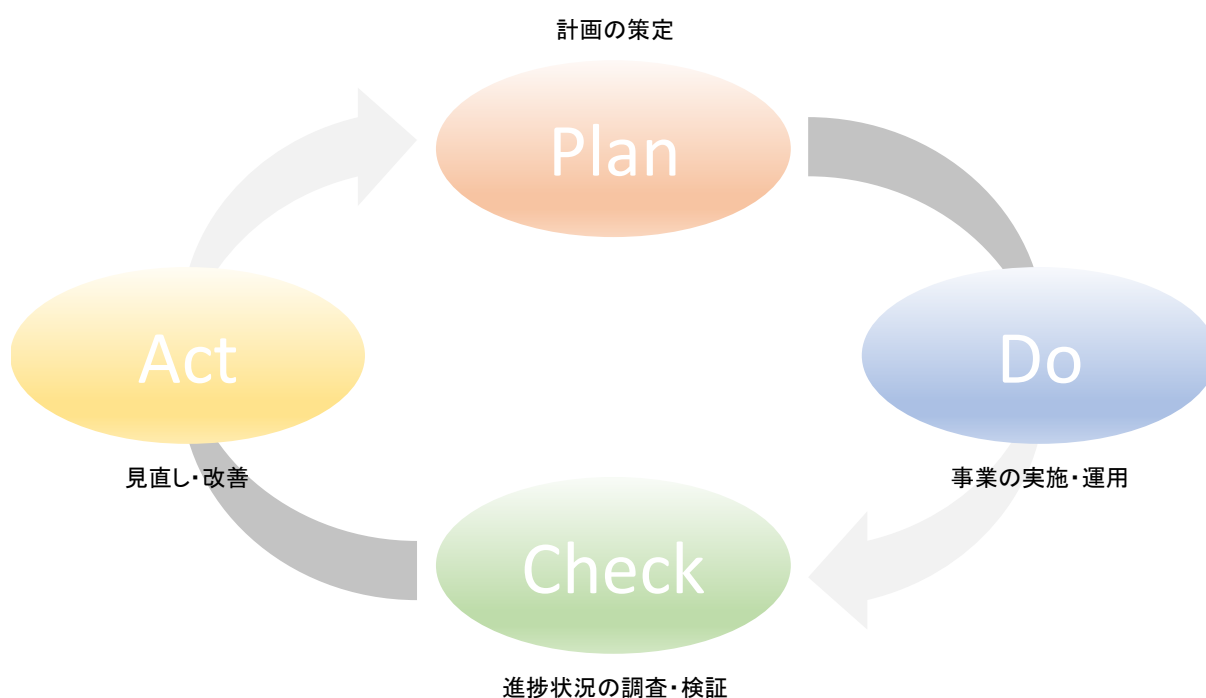
(*2):「基準外繰入金」とは、基準内繰入金以外の他会計から繰り入れられる資金を指す。地方自治体の政策的判断による。

5 経営戦略の進捗管理及び見直し

経営戦略は、計画の策定で終わりではなく、各種取り組みを着実に推進すべく、年度毎に進捗管理（モニタリング）と3年～5年毎に計画見直し（ローリング）を行うことが重要であり、計画（Plan）を実行（Do）して、検証・評価（Check）し改善（Act）する、という一連の流れ（PDCA サイクル）を機能させることによりそれらを実施する。

今後、本計画の実施状況を適宜評価・検証をしながら、乖離が著しい場合や計画の前提となる経営や財政の条件が大幅に変更となった場合には随時見直しを行う。また、現段階で把握できていない詳細項目についても、本計画に基づく事業の実施により計画の精度を高めていく予定とする。

なお、本計画策定以降、定期的な進捗管理が行えるよう、チェック体制についても早急に検討・整備する。





津南町農業集落排水事業

経営戦略（平成 29 年度～平成 38 年度）

平成 29 年 2 月 策定

発行 / 新潟県中魚沼郡津南町

編集 / 建設課上下水道班

〒949-8292

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地

TEL 025-765-3116（直通）

URL <http://www.town.tsunan.niigata.jp/soshiki/kensetsu/>